

## 認定特定建築物の容積率の特例を適用する場合の「廊下等」の取り扱いについて

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項の認定を受けた計画（同法第 18 条第 1 項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通省告示第 1490 号第一号（以下、「告示」という。）に定める「廊下等」の取り扱いを下記のように定める。

### 記

- 1 容積率不算入措置の対象となる廊下等には、エントランスホール、エレベーターホール、風除室を含むものとする。ただし、収納スペース、ロビー、受付、談話コーナー、喫茶コーナー、休憩・待合コーナーとして使用される部分等の居住、執務、作業、娯楽又は物品の保管若しくは格納その他の屋内的用途に供する部分の対象外とする。ただし書きの部分については、明確に壁等で区画されたものだけでなく、計画の内容等から判断するものとする。  
また、機械室、倉庫等のみに通ずる廊下等は対象外とする。
- 2 容積率不算入措置の対象となる床面積の算定は、通常、高齢者、障害者等を含む多数の者が円滑に通行するために必要と認められる経路及び幅員を想定して行うものとする。
  - ① 容積率不算入措置の対象となる廊下等の長さ（L）の設定は、通常、高齢者、障害者等を含む多数の者が円滑に通行するために必要と認められる最短の経路を想定して行うものとする。  
エントランスホールは、主要な出入口から利用居室、エレベーターホール、車いす使用者用便房に至る経路を想定して長さを設定するものとする。
  - ② 容積率不算入措置の対象となる廊下等の幅は、廊下等の有効幅（手すりが設置されている場合は、手すりの内側）から告示に定める廊下幅を差し引いた数値とし、上限を 1.2 m とする。  
ただし、エレベーターホールの容積率不算入措置の対象となる廊下幅は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 2 項第五号ニに定める 1.5 m を差し引いた数値とし、1.2 m を上限とする。
- 3 その他  
この取り扱いは、決定日から施行する。なお、平成 16 年 3 月 3 日付 15 都市建企第 295 号の取扱いは廃止する。ただし、本取扱いの施行日以前に認定又は変更認定された認定特定建築物については、本取扱いを適用したものとみなす。